

受付期間 平成30年5月25日(金)から6月15日(金)まで

各戸配布

# 平成30年度まち並み整備事業 第2回補助金申請受付を行います

平成30年度まち並み整備事業の第2回目の補助金申請の受付を5月25日(金)から行います。  
募集を行う事業は、以下の3種類です。

## ①建物の色彩統一事業 ②廃屋の解体撤去事業 ③宅地の景観整備事業

本事業は、童話村をテーマとするまちにふさわしい景観づくりを、町全体で一丸となって進めることを目的としています。詳細は以下のとおりです。

### 1【補助の種類】

- ①建物の色彩統一事業・・・建物の屋根、外壁を推奨色にする経費の一部を補助します。  
※推奨色については、下記の間合せ先までお問い合わせください。
- ②廃屋の解体撤去事業・・・危険な廃屋等を解体・撤去する経費の一部を補助します。
- ③宅地の景観整備事業・・・前庭空間(道路(歩道)から住宅までの間)及び隣地際の整備(インターロッキングや芝生など)をする経費の一部を補助します。

### 2【補助の申請者】

補助の申請をすることができる方は、町民及び事業者、滝上町内に所在する土地及び建物の所有者並びに管理者です。(国及び地方公共団体は除きます。)

### 3【補助対象及び補助額】

- ①対象区域は、町内一円とします。
- ②補助金額は、別表の上限額までの範囲内で、事業経費の2分の1の額とします。  
※千円以下の端数については切り捨てます。
- ③国、北海道及び町から他の補助金がある場合は対象外とします。また、町から別の補助金を受けている住宅等は、交付を受けた日から10年間は対象外とします。

### 4【申請手続きの仕方】

役場まちづくり推進課窓口より交付申請書等を受け取り、必要事項を記入・押印のうえ、下記の必要書類を添えて【まちづくり推進課】に提出してください。受付期間が終了次第、申請内容を審査して結果を申請者に通知します。

※必要書類・・・①位置図、平面図、立面図等 ②経費内訳書又は見積書

**【申請期限】 平成30年6月15日(金)まで**

### 5【申請書提出先・問合せ先】

役場 まちづくり推進課 まちづくり推進係 (電話 29-2111、内線 254・271)

補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください！



## 別表














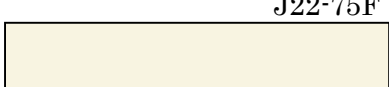

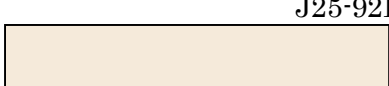

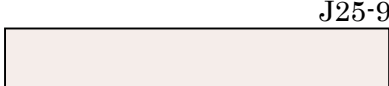



区分	種類		補助上限額		備考
	工種	種類	屋根	外壁	
建物の 色彩統 一事業	増・改築	住宅等	10万円	50万円	色を塗り替える場合、 増・改築の場合 に適用
		物置等	5万円	5万円	
		農業施設等	10万円	50万円	
	新築	農業施設等	50万円（定額）		屋根、壁両方を推奨色に した場合に限り適用
物置等のみを建設 する場合		5万円（定額）			
1. 屋根、外壁は滝上町景観ガイドプランに基づき、推奨色で統一する。 2. 外壁は原則として四方を施工することとし、かつ外壁1面に付き（開口部を含む） 3分の2以上を推奨色とする。 3. 仕上げは、塗装仕上げ又は素材仕上げ（サイディング・レンガなど）も対象とする。 4. 素材仕上げの場合は、塗装した場合の費用に置き換えて町が算出した額とする。 5. 原則として完成後10年間は色彩を維持することとし、10年間は同一の助成は受け られないものとする。					
廃屋の 解体撤 去事業	種類	補助上限額			
	住宅等	（木造）床面積に【8,550円】を乗じた金額、又は100万円の いずれか少ない金額			
		（鉄骨造）床面積に【6,400円】を乗じた金額、又は100万円の いずれか少ない金額			
（鉄筋コンクリート造） 床面積に【10,650円】を乗じた金額、又は100万円の いずれか少ない金額					
物置等	10万円 （床面積6㎡以上を対象とする）				
1. 解体後の跡地は、景観を損ねることの無いよう管理すること。					
宅地の 景観整 備事業	種類	補助上限額			
	前庭、隣地際	30万円（補助下限額5万円）			
1. 前庭空間（道路(歩道)から住宅までの間）及び隣地際を整備する経費とする。 2. 工種は、インターロッキング・舗装・芝生整備を対象とする。 3. 原則として完成後10年間は転用することはできないものとし、10年間は同一の 助成は受けられないものとする。					

## 【用語の解説】

- ・住宅等とは・・・住宅、店舗、事務所等をいいます。
- ・物置等とは・・・物置、車庫等をいいます。
- ・農業施設等とは・・・農業施設、工場等をいいます。
- ・廃屋とは・・・1年以上居住又は利用が無く、今後も居住又は利用する予定がない老朽化した建築物のうち、町民の安心・安全な生活に対して重大な損害の恐れがあるもの、及び景観形成に支障のあるものをいいます。

## 【使用する推奨色について】

**屋根と外壁それぞれ、この中の色を使用してください。**

屋 根	外 壁
※記号・番号は色票番号（マンセル値）	※記号・番号は色票番号（マンセル値）
 J09-30F (10R3/3)	 J22-90C (2.5Y9/1.5)
 J09-50L (10R5/6)	 J22-85C (2.5Y8.5/1.5)
 J09-40L (10R4/6)	 J22-90D (2.5Y9/2)
 J09-30L (10R3/6)	 J22-85F (2.5Y8.5/3)
 J05-30T (5R3/10)	 J22-80F (2.5Y8/3)
 J09-50T (10R5/10)	 J22-75F (2.5Y7.5/3)
 J12-50H (2.5YR5/4)	 J25-92B (5Y9.2/1)
 J12-50L (2.5YR5/6)	 J25-90B (5Y9/1)
 J12-30H (2.5YR3/4)	 J15-90A (5YR9/0.5)
 J15-40H (5YR4/4)	 J19-90C (10YR9/1.5)
	 JN-93 (N9.3)

既に着手している工事については、補助金の対象になりません！

注：上記の色彩は印刷による再表現のため、正確なものではありません。

 で囲った推奨色の積極的な利用をお願いいたします。

# 補助金を申請する際の注意事項

## ☆補助金の交付決定を受けてから工事に着手してください！

補助金を申請する段階で、工事に着手している場合は、申請を受け付けることはできません。

申請受付期間の終了後、6月中旬～下旬に補助金の申請結果をお知らせしますので、工事は補助金の交付決定通知が届いたのちに着手してください。

## ☆申請した事業すべてに補助されるものではありません！

補助金は限られた予算の範囲内で、申請された書類や現地調査などを踏まえ、「童话村まちづくり景観形成推進審査委員会」の審査を経て決定されます。

受付状況により、必ずしも申請した事業すべてに補助金が交付される訳ではありませんので、あらかじめご了承ください。

## ☆よくある質問と回答

質問① 申請書の提出が遅くなりそうだが、補助決定において不利になってしまうのか？

回答① 補助決定の際、申請書の提出順は関係ありません。審査を行い補助決定するので、申請期限に間に合えば、申請書の提出が遅くなることで不利になることはありません。

質問② 自分で施工した場合は補助対象になるのか？

回答② 自らの手で工事を行った場合、材料代、廃材処理費、賃料等が対象となります。支払いが定かでない身内への労賃は対象とはなりません。

質問③ 「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業の補助金と一緒に使えるのか？

回答③ 「建物の色彩統一事業」では一緒に使うことはできません。「宅地の景観整備事業」では一緒に使うことができます。

質問④ 工事が終了し、工事代金を施工業者に支払う前でも、補助金はもらえるのか？

回答④ 原則、工事代金をお支払いしていただいた後でなければ、補助金はお支払いできません。

質問⑤ 屋根の塗装をする場合、屋根の補修は対象になるのか？

回答⑤ 屋根の穴をふさいだり、屋根材を取り替えたりなどの補修は対象にはなりません。塗装するためにかかる経費が対象となります。

質問⑥ 廃屋の解体撤去事業の対象となる基準はあるのか？

回答⑥ 1年以上居住又は利用の無い住宅等のうち、その構造又は設備が著しく不良であり、危険な廃屋等として判定されたものを対象としています。

申請された建物すべてについて、役場担当者が現地調査を行い判定します。